大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	70-2 ： 妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）
②番号法別表第１の項	49	
③番号法別表第２の項	70	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）別表第1 第3の項 大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの（妊産婦）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法（昭和40年法律第141号）第１条	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母性）並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって（国民保健の向上）に寄与することを目的とする。	この条例は、子ども、（妊産婦）及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の（福祉の増進）に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年大船渡市条例第26号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項3号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条の規定による受給資格の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項3号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第６条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第12条の規定による受給資格の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第３条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	妊産婦
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2024年06月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み

評価書番号	22
保護評価書の名称	子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E8%88%B9%E6%B8%A1%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%80%81%E5%A6%8A%E7%94%A3%E5%A9%A6%E5%8F%8A%E3%81%B3%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%B8&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%96&opn_date_from_month=%EF%BC%97&opn_date_from_day=%EF%BC%95&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%97&opn_date_to_day=%EF%BC%95&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.